

ハラスメントを防止するために

私たち一人ひとりが自分の言葉や行いを省みることが大切です。あなたの話題や態度を不快に感じている人がいるかもしれません。「嫌だ。やめてほしい。」と言えない弱い立場の人の気持ちを思いやってください。まして、地位や権力を利用したハラスメントは許されるものではありません。時代も変わってきています。10年前はハラスメントと思われていなかったことでも、ハラスメントに該当することがあります。「自分はだいじょうぶ」という思い込みが一番危険です。自分の言動がまわりの人たちを不快にしていないか、雰囲気悪くしていないか、もう一度振り返って考えてみてください。自分にも悪いところがあったかもしれない、相手を傷つけてしまったかもしれない、そう考える謙虚な心構えがハラスメント防止には何よりも大切です。

不快な場面を目撃したら・・・

- 勇気があればその場で注意をしてください。無理な場合は、信頼できる人に報告をしてください。
- 必要であればハラスメントの証人になってください。
- 必要であれば相談にのり、相談窓口やカウンセリングの利用をすすめてください。

自分が被害にあっているのなら・・・

- 勇気があれば「嫌だ」とはっきり声をあげましょう。我慢することや黙っていることで解決はしません。
- 直接声をあげることが無理な場合は、まず信頼できる人に相談してください。また、次のページに学内のハラスメント相談窓口が掲載されていますので、利用してください。

ハラスメント相談窓口

ハラスメントに関する悩みや気になることがあれば、下記の相談員に気軽に相談してください。

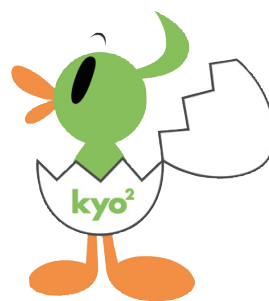
学内

- 相談員の連絡先は下記のとおり大学ホームページからアクセスできます。(学内ネットワーク限定)
大学HPトップ>キャンパスライフ>学生生活情報>学生相談・オフィスアワー>ハラスメント相談窓口
- 教職員の方は事務局HPからもアクセスできます。
事務局HPトップ>ハラスメント防止委員会>ハラスメント相談窓口(学内)
※閲覧には本学発行のID・パスワードが必要です。

学外

京都府男女共同参画センター、京都市男女共同参画センターの一般相談窓口などがあります。

ハラスメントは
人権侵害です



そったくん

国立大学法人京都教育大学
ハラスメント防止委員会
人権委員会

STOP!

HARASSMENT

ストップ! ハラスメント

パワー・ハラスメント／ アカデミック・ハラスメントとは？

職場等において、地位や人間関係、経験などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を指します。なかでも大学などの教育研究の場において、教職員と学生、学生間、教職員間における権力を利用した嫌がらせにより、教育研究環境を悪化させる、あるいは学業継続において不安を与える行為のことをアカデミック・ハラスメントといいます。

パワー・ハラスメント／ アカデミック・ハラスメントの具体例

- 気に入らないことがあると突然大声で怒鳴る、机をたたくなど威圧的な態度をとる。またはそういう現場を見せられた。
- 上司に質問すると「なんでこんなこともわからないんだ。何年やっているんだ。頭が悪いのか。」と言われた。
- 休暇を取ろうとすると上司から叱責され、嫌がらせを受けた。
- 指導教員の変更を申し出た学生が「私の指導が気に入らないなら退学しろ」と言われた。
- 学生の都合や意向を無視して、朝から夕方まで研究室で指導された。逆に「放任主義だ」と言って、研究指導やアドバイスをしてくれない。
- 「おまえは馬鹿だ」「（論文を指して）子どもの作文だ」などと言われ精神的な苦痛を受けた。
- 受講登録をしたが、「おまえには受ける能力がない」と受講を拒否された。

セクシュアル・ハラスメントとは？

相手の意に反する性的言動により、不快な思いをさせたり、修学・就業環境を悪化させる「性的嫌がらせ」のことを指します。立場の強い者から弱い者へ、男性から女性へ行われることが多いですが、女性から男性、また同性同士でも起こり得ます。

セクシュアル・ハラスメントの具体例

- **言葉によるセクシュアル・ハラスメント**
 - ・ 女性を馬鹿にしたような内容や風俗関係の話などを聞かされて意見を求められた。はっきり「いや」と言うと、後々まで「ノリが悪い」「人間が硬い」などと言われそうだったので黙って我慢した。
 - ・ 同性と遊んでいたら「おまえらホモかキモイ」とLGBTへの偏見に満ちたからかいを受けた。
- **目に見えるものによるセクシュアル・ハラスメント**
 - 雑誌等の卑猥な写真、記事等をわざと見せたり、貼ったりする。
- **行為によるセクシュアル・ハラスメント**
 - 指導教員が個人指導と称して研究室に学生を呼び、手を握ったり身体に触ったりする。

デートDVの具体例

「デートDV」とは、恋人やそれに近い親密な関係の若者に起こる暴力のことで、セクシュアル・ハラスメントの一種です。次のような例があります。

- 殴る。蹴る。怒鳴る。暴言を浴びせる。
- メールや電話の内容をチェックしたり、行動を束縛したりする。
- キスやセックスを無理強いする。
- お金を無心する。借りたお金を返さない。

アルコール・ハラスメントとは？

飲酒に関する嫌がらせや迷惑行為を指します。飲酒を強要する、一気に飲みをさせる、酔いつぶれても放置するなど対人関係の問題や、酩酊状態に陥った者が行う迷惑行為などの社会的なトラブルを含みます。

アルコール・ハラスメントの具体例

- お酒を断った人に、「練習すれば強くなるから！」と強引に注ぐ。
- ソフトドリンクを注文した人に「ノリが悪い」と言う。
- 飲み過ぎて体調不良を訴えた人に「吐けばだいじょうぶだから」としか言わず、介抱しない。酔いつぶれても放置する。
- 酔っていることを理由に、暴言や暴力を正当化する。

その他のハラスメント

- **マタニティ・ハラスメント**
 - 女性が妊娠・出産したこと、育児をしていること等に関して、修学や就業を害する言動・行為をすることです。
- **パタニティ・ハラスメント**
 - 男性が育児をしていること等に関して、修学や就業を害する言動・行為をすることです。
- **ケアー・ハラスメント**
 - 介護をしていること等に関して、修学や就業を害する言動・行為をすることです。
- **モラル・ハラスメント**
 - 暴力などの手段によらず、言葉や態度、文書などにより人としての尊厳や人格を傷つける嫌がらせのことです。